

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、国が必要な経費を負担することにより、義務教育の機会均等とその水準の維持向上を図るための制度として、これまで大きな役割を果たしてきております。

しかし、平成18年（2006年）の三位一体の改革の中で、国庫の負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたため、地方では厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置等を行っている自治体もありますが、自治体間で教育格差が生じることが懸念されています。長野県では多様化、複雑化する教育へ対応するため、国に先駆け小中学校全学年で35人学級を実現するなどの施策を講じていますが、法律の裏付けがないため財政的負担は大きく、これらの施策に伴う教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。国の施策として定数改善に向けた財源を保障し、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。

よって、国におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次年度予算編成において下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 教育の機会均等とその水準の維持向上のために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年6月25日